

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成17年2月7日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

17 経教 規則第3号

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学職員修業規則（16 経教規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則（17 経教 規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。